

住宅防音工事希望届の注意事項

注1 住宅防音工事を希望される方へ

住宅防音工事は、**区域によってそれぞれ昭和54年6月15日、昭和55年9月10日、昭和60年3月18日までに建てられた住宅が対象となります。**

詳しくは東海防衛支局までお問い合わせください。

注2 外郭防音工事を希望される方へ

現在のところ、**85W以上の区域で、初めて住宅防音工事を行う住宅、または追加防音工事及び一挙防音工事が完了してから10年以上経過した住宅が対象となります。**

なお、住宅防音工事未施工の居室の無い住宅（廊下、玄関等のみ）の場合、工事は出来ません。

注3 空気調和機器機能復旧工事を希望される方へ

空気調和機器機能復旧工事は、**住宅防音工事により平成13年3月31日以前に設置した空気調和機器（冷暖房機、換気扇、レンジ扇）が対象となります。**

なお、住宅防音工事済の部屋を改修等により防音区画が崩れている場合、工事は出来ません。

注4 防音建具機能復旧工事を希望される方へ

防音建具機能復旧工事は、住宅防音工事希望届では「設置後10年以上経過し、現在故障している場合に対象となります。」と説明していますが、希望者が殺到するため、**住宅防音工事により平成6年3月31日以前に設置した防音サッシで、かつ、第1工法区域内に居住している方に限り、希望届を受け付けています。**

なお、住宅防音工事済の部屋を改修等により防音区画が崩れている場合、工事は出来ません。

※ ご不明な点等がある方は、誠に申し訳ございませんが東海防衛支局までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

東海防衛支局 防音対策課 住宅防音係

TEL 052-952-8226（直通）